

京都府土地開発公社発注業務に係る 不正事案再発防止対策検討状況

1 京都府土地開発公社発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会

(1) 委員構成

区分	氏名	役職	摘要
有識者委員	大西 正光	京都大学大学院工学研究科教授	委員長代理
	田中 彰寿	弁護士(田中彰寿法律事務所)	委員長
	常峰 和子	公認会計士(有限責任監査法人トーマツ)	
行政委員	中川 匡史	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所副所長	
	林 龍夫	京都府建設交通部技監	

※五十音順、敬称略

(2) 委員会開催経過

① 第1回検討委員会

○日時: 令和6年1月26日(金) 10:00～11:30

○場所: 京都府庁第3号館第5会議室

○趣旨: 事実経過、入札契約制度の現状、業務点検等の結果、要因分析等を事務局から説明し、委員の意見を聴取

○主な意見等

- ・法令違反してまで行動した原因がどこにあるのか検証が必要。
- ・入札者指名選考に個人の恣意性が反映されたことは問題。
- ・事業者との応接ルールの徹底が必要。
- ・指名選考委員会におけるチェック機能の強化が必要。
- ・指名競争入札における不公平感を低減する仕組みが必要。
- ・事業者対応は複数で行うことを徹底すべき。
- ・継続的なコンプライアンス研修が必要。
- ・管理職に特化した研修も必要。
- ・発注職員行動指針に基づくコンプライアンス管理指導者を設置すべき。
- ・公益通報制度を整備すべき。
- ・内部監査、業務監査により業務のチェックを行うべき。

② 第2回検討委員会

○日時: 令和6年3月8日(金) 15:00～16:10

○場所: 京都府自治会館京都府町村会役員会議室

○趣旨: 初回公判の状況を報告するとともに、不正事案発生の要因分析、再発防止策について委員の意見を聴取

○主な意見等

- ・本日の公判を受け、弁護士証拠書類の提出と弁護士陳述、証拠確認のための被告人質問を経て、判決という流れになると予想されるが、弁護士陳述や被告人質問の内容は、本委員会で検討する再発防止策に反映すべき。
- ・要因分析の「契約目標等のプレッシャーが個人に集中」という記述は適切に表現されているが、再発防止策に十分反映されておらず、もう少し踏み込んで記載すべき。
- ・業務点検において、「業務の執行状況の点検が不十分」との記載があるが、監事監査において業務監査も行っているはずであり、監事の意見も聞いて検討すべき。
- ・内部監査は、まず業務運営をチェックし、入札制度の運用を点検したうえで、結果として現れる経理処理を監査するのが一般的な流れ。業務を監査することは、不正の牽制に繋がる。
- ・倫理研修は、どの団体でも必ず実施しており、大学教員、会計士、弁護士も受講が義務付けられている。e-ラーニングも高い効果がある。府の研修に参加することも検討すべき。
- ・入札関係の再発防止策として、指名選考基準の策定が記載されているが、府に準拠しており、国でも同様の規定がある。
- ・今回の事案は、職員が受けていたプレッシャーに起因したと考えられ、組織としてプレッシャーから職員を守る配慮が必要。
- ・情報共有は重要だが、一方で情報漏洩リスクも増大するため、センシティブな情報を管理する仕組みが必要。入札情報の管理の徹底も明確に記載すべき。

2 現時点で検討中の再発防止策

(1) 職場全体のコンプライアンスの徹底

①コンプライアンス研修の充実

官製談合防止法等の法令や公契約大綱等、基本的なルールの周知徹底や全国の法令違反事例の共有等、年度毎に研修計画を策定し、体系的なコンプライアンス研修を実施。

②入札コンプライアンス管理指導者等の設置

京都府発注担当職員行動指針に準じて、本社に入札コンプライアンス管理指導者、各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置。

③対外協議の複数職員対応と接触記録の義務化

業界関係者等との対外協議は、挨拶等の面談や監督業務等を除き、複数の職員で行うことを徹底し、協議内容等の記録を義務化。

④関係業界団体に対する協力要請

関係業界団体に対し、発注者、受注者双方がルールに反する働きかけ等を行わないようコンプライアンスの徹底について協力を要請。

(2) 指名競争入札手続きの運用改善

①具体的な指名選考基準の策定

指名競争入札の恣意性を排除し、客観性・透明性を確保するため、指名基準の具体化を図るなど、指名競争入札事務手続要領を改正。

②測量等業務における公募型指名競争入札の導入

京都府に準じ、入札参加希望者を公募し、申請者の中から入札参加者を決定する公募型指名競争入札方式を創設し、高度な技術を要する業務等に導入。

③指名内申書の事前審査

指名選考委員会前の段階で、公社内の小委員会により、指名内申書の事前審査を実施。

④指名選考委員会の運営強化

指名選考委員会の委員構成を京都府建設交通部の幹部職員等、外部にも拡大し、指名選考委員会の運営を強化。

(3)内部監査制度の創設

弁護士や京都府幹部等の参画も要請して新たに内部監査制度を創設し、会計処理、業務運営、入札の運用状況等に関する監査を年一回、定期的を実施。

(4)透明性のある職場環境の整備

①事業者等との応接ルールの徹底

本社、事務所における来庁者の窓口を統一し、来庁者、職員に周知徹底。

②本社と事務所及び職員間の情報共有

本社と事務所、職員間の一層の情報共有を図るため、本社と各事務所の進捗会議を定例化

③職員等通報制度の創設

内部通報窓口と弁護士等の外部調査員を設置し、職員及び公社との請負契約等に基づく委託業務の従事者等からの通報制度を創設。